

## 新居浜市滞在型観光バスツアー助成金交付要綱

新居浜市滞在型観光バスツアー助成交付要綱について、次のように定める。

### (趣旨)

第1条 一般社団法人新居浜市観光物産協会会长（以下「会長」という。）は、市外から新居浜市への誘客を促進するため、旅行会社が造成する募集型企画旅行（以下、「ツアー」という。）の経費の一部に対して、予算の範囲内で助成金を交付する。

### (助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく登録旅行業者とし、かつ日本国内の事業者であること。ただし、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）は対象外とする。

### (助成対象事業)

第3条 助成金の対象となるツアー（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するツアーとする。

- (1) 令和5年5月12日～令和6年3月15日までの期間に催行される募集型企画旅行とし、出発および到着日のいずれもが期間内のものとする。ただし、この期間内であっても予算がなくなり次第終了するものとする。
- (2) 新居浜市外の発着地から往復ともに貸切バスを利用する団体型旅行であること。
- (3) 次のいずれかを組み入れたツアーであること。
  - ア 新居浜市内の施設における一人あたり1,000円(税抜き)以上の食事
  - イ 次のいずれかの施設を含む市内観光スポット2か所以上

愛媛県総合科学博物館
別子銅山記念館
日暮別邸記念館
マイントピア別子（端出場・東平）
新居浜マリーナ（マリンパーク新居浜）
新居浜市森林公園ゆらぎの森
広瀬歴史記念館
別子山ふるさと館
あかがねミュージアム（新居浜市総合文化施設・新居浜市美術館）

※マイントピア別子は端出場・東平の両ゾーンへ行っても1か所とする。

ウ 新居浜市内の宿泊施設に宿泊

- (4) ツアー名称に「新居浜市」等の文言もしくはロゴマーク「Hello ! NEW 新居浜」を表示すること。
- (5) 使用するバスは大型車もしくは中型車であることとし、小型車およびマイクロバスは対象外とする。
- (6) 他の自治体等から助成金等を受けていない旅行であること。但し、全国旅行支援の県内観光促進事業として実施される事業についてはこの限りでない。
- (7) 代表者がアンケート調査に回答することおよび回答内容を新居浜市に提供することについて同意していること。
- (8) ツアーの参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体でないこと。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、バス1台あたり10,000円とする。なお、前条第1項第3号ウに該当する場合、宿泊日数に関わらずバス1台あたり10,000円を加算する。

2 前項の助成金の額は、1事業者（営業所・支店）当たり年間100,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新居浜市滞在型観光バスツアーア助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、助成対象事業開始日の10日前までに会長に提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 会長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定した場合は、申請者に助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 会長は、交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(事業内容の変更等)

第7条 前条第1項に規定する交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成対象事業の内容を変更または中止しようとするときは、あらかじめ新居浜市滞在型観光バスツアーア助成金中止等報告書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で、会長が認めるものについては、この限りではない。

2 会長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、助成事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、新居浜市滞在型観光バスツアー助成金実績報告書(様式第4号)(以下「実績報告書」という。)に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 会長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、交付すべき額を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 会長は、確定した助成金の額が交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(助成金の請求)

第10条 助成事業者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、請求書(様式第5号)を会長に提出するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 会長は、助成事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 法令又はこれらに基づく会長の命令に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 会長は、前項の規定により取消しの決定を行ったときは、書面により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 会長は、前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行った場合及び第7条の規定により事業の中止を承認した場合において、当該取消し又は中止に係る助成金が既に交付されているときは、速やかに助成事業者に対し、書面により返還を命じるものとする。

(帳簿等の整備及び保管)

第13条 会長は、必要に応じて助成事業者に書類等の提示を求めることができるものとし、助成事業者は、それを拒むことはできないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定める各種様式のほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月12日から施行する。